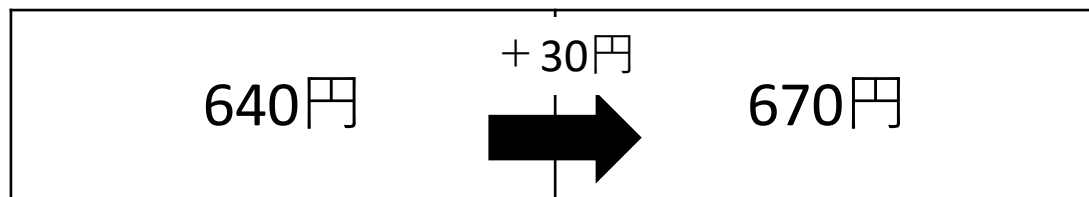


- 食材費等の高騰を踏まえた対応を行う観点から、家計における食事支出や介護保険の食費も参照しつつ、入院時の食費を一食当たり30円引上げ。
- 住民税非課税世帯の場合には20円、所得が一定基準に満たない場合には10円の自己負担引上げ。
- 施行日は令和6年6月1日とする。

※ 令和6年3月までは重点支援地方交付金により対応。令和6年4月・5月については地域医療介護総合確保基金により対応。

総額



自己負担

一般所得者の 場合	460円	+ 30円 →	490円
住民税非課税 世帯の場合	210円	+ 20円 →	230円
住民税非課税 かつ所得が一定 基準に満たない70歳以上 の場合	100円	+ 10円 →	110円